

第4の4-2表

収納物の具体例

区分	具体例	危政令別表第4に定める数量
指定可燃物 (高熱量溶解性物品を除く。)	○綿花類(不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料)	200kg
	○木毛及びかんなくず(木綿、木繊維(しゅろの皮、やしの実の繊維等)、かんなくず等)	400kg
	○ぼろ及び紙くず(古雑誌、古新聞、製本の切れ端、古段ボール、廃衣服、油布、油紙等)	1t
	○糸類(綿糸、毛糸、麻糸、化学繊維の糸、スフ糸、釣り糸等)	1t
	○わら類(俵、こも、縄、むしろ、畳表、ござ等)	1t
	○再生資源燃料	1t
	○可燃性固体類(高熱量溶解性物品に該当するものを除く。)	3t
	○石炭、木炭類(石炭、木炭、コークス、豆炭、練炭等)	10t
	○可燃性液体類(高熱量溶解性物品に該当するものを除く。)	2m ³
	○木材加工品及び木くず(製材した木材及びそれを組み立てた家具等の木工製品、製材過程における廃材、おがくず、木端等)	10 m ³
○合成樹脂類(高熱量溶解性物品に該当するものを除く。) ・酸素指数 26 未満の固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず(ゴム製のものを含む。)(繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。)、ポリエチレンテレフタレート(PET) ・酸素指数 26 未満の合成樹脂(エポキシ樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、ポリアセタール、ポリウレタン、ポリビニルアルコール、メタクリル樹脂等)	○発泡させたもの 20 m ³ ○その他のもの 3t	
高熱量溶解性物品	<p>燃焼熱量が 34kJ/g 以上であって、炎を接した場合に溶解する性状の物品であり、次のようなものがある。</p> <p>○酸素指数が 26 未満の固体である合成樹脂の製品、半製品、原料及びくず(繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクリロニトリル/ブタジエン/スチレン樹脂(ABS 樹脂) ・ポリエチレン(PE) ・ポリプロピレン(PP) ・ポリスチレン(PS) ・スチレン/アクリロニトリル樹脂(SAN 樹脂) ・スチレン/ブタジエンゴム(SBR) 	○発泡させたもの 20 m ³ ○その他のもの 3t
	○可燃性固体類(当該性状を有するものに限る。)	3t
	○可燃性液体類(当該性状を有するものに限る。)	2m ³
その他のもの	<p>○食品(肉類、魚肉類、果物、野菜、乳製品、ビール、ワイン等)</p> <p>○ガラス製品(空のガラス瓶、不燃性液体入りガラス瓶等)</p> <p>○金属製品(金属机(プラスチックの表面を有するものを含む。)、電気コイル、薄く被覆された細い電線、金属外装の電気機器、ポット、パン、電動機、乾電池、金属部品、空き缶、ストーブ、洗濯機、ドライヤー、金属製キャビネット等)</p> <p>○皮革製品(靴、ジャケット、グローブ、鞆等)</p> <p>○紙製品(本、雑誌、新聞、紙食器(コーティングされたものを含む。)、ティッシュ製品、ロール紙、PPC 用紙、ダンボール、セロハン等)</p> <p>○布製品(衣服、じゅうたん、カーテン、テーブルクロス、布張家具・寝具(発泡させた合成樹脂類を詰めたものを除く。)等)</p> <p>○酸素指数 26 以上の合成樹脂(フェノール樹脂、ふっ素樹脂、ポリアミド、ポリ塩化ビニリデン、ポリ塩化ビニル、尿素樹脂、けい素樹脂、ポリカーボネート、メラミン樹脂等)</p> <p>○その他(袋入りセメント、電気絶縁物、石膏ボード、不活性顔料、乾燥殺虫剤、白熱電球、蛍光灯、石鹼、洗剤等)</p>	

備考 高熱量溶解性物品の酸素指数、燃焼熱量等は、一般的に使用されているものの値を掲げたものであり、個別の物品によっては異なることがある。